

放送大学愛媛同窓会会則

(2004年3月6日 制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、放送大学愛媛同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の親睦と交流を図り、相互研鑽に努めるとともに放送大学に協力し、母校の発展に寄与すること並びに愛媛学習センター及び同窓会連合会との連携を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、放送大学愛媛学習センター内に事務所を置く。

(会員の入会条件)

第4条 本会の会員は、放送大学を卒業した者又は放送大学大学院を修了した者で、第2条の目的に同意したうえで入会の手続をした者とする。

(準会員)

第5条 放送大学に在学中の者で、本会の準会員に入会を希望する者は、入会の手続きをすることができる。

2 準会員は、総会における議決権はないものとする。

(除名)

第6条 会員及び準会員のうち第2条に定める目的に違反した場合、または本会の名誉を著しく傷つけた場合、役員会の議決により当該会員を本会から除名することができる。この場合、議決の前に当該会員に弁明の機会をあたえなければならない。

第2章 活動

(活動)

第7条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 親睦、交流会の開催
- (2) 情報交換、各種研修会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) その他必要な活動

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、本会の重要事項を審議する。
- 3 総会は、相応の会員の出席により成立し、賛成過半数をもって議決される。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 役員会が必要と認めたとき又は会員の 5 分の 1 以上の者から請求があったときは臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第 11 条 役員会は、必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、会長が招集し、本会の運営に係る必要な事項を審議する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第 4 章 役員及び顧問

(役員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 2 人
- (3) 理 事 若干人
- (4) 監 事 1 人

(役員 of 職務)

第 13 条 会長は、本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を助け会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会務の執行に参画するとともに、庶務、会計、会報編集、行事等を分掌する。
- 4 監事は、会計の監査を行う。

(役員 of 選出)

第 14 条 役員は、総会で選出する。

(役員 of 任期)

第 15 条 役員 of 任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長 of 任期は、前項 of 規定にかかわらず、連続して 4 年を限度とする。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会又は役員会に出席して意見を述べるることができる。
- 3 顧問は、総会で選出する。
- 4 顧問 of 任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 事務局長及び編集局長

(事務局長及び編集局長)

第 17 条 本会に事務局長及び編集局長を置く。

- 2 事務局長及び編集局長は、それぞれ副会長をもって充てる。
- 3 事務局長は、会長 of 指示を受け本会 of 事務を処理する。
- 4 編集局長は、会長 of 指示を受け会報 of 発行事務を処理する。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄附金、助成金及び雑収入により賄う。

(会費)

第19条 本会の会費は、会員及び準会員ともに5年間3,000円とする。

2 納入された会費は中途退会であっても返還しない。

第7章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第20条 本会の運営のために取得した会員の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い、その利用と管理に当たっては適正に扱うものとする。

第8章 雑則

(会則の改正)

第21条 会則の改正は、総会の議決によって行う。

附 則

この会則は、平成16年3月6日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年10月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年10月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年10月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成27年10月10日から施行する。

2 平成27年10月10日に選出された会長の任期は、第14条第2項の規定にかかわらず第13期限りとする。

附 則

1 この会則は、2018年（平成30年）11月4日から施行する。

2 この会則施行後、最初の事業年度は第7条の規定にかかわらず、2018年（平成30年）10月1日に始まり2020年（令和2年）3月31日に終わる。

3 この会則施行後、最初に選出された役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2020年（令和2年）3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この会則は、2020年（令和2年）4月12日から施行する。